社会教育主事講習委嘱要綱に係る審査基準

1．委嘱の決定方法

提出された実施計画書について審査を行い，当該提出者６０点以上の者に委嘱を決定する。また、審査結果は審査委員間で共有する。

2．審査方法

講習実施計画書に基づき，委嘱を決定するための審査委員会を設置し、書類選考を実施して審査を行う。また，必要に応じて審査期間中に計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3．評価方法

評価は別紙の評価項目ごとに、４に示す評価基準に基づき点数化し、審査委員が各々決定した得点の合計の平均点がその企画提案の評価点となる。

4．評価基準

別紙１の評価項目ついて、次の評価基準による５段階評価にて採点を行う。

10：大変優れている　８：優れている　６：妥当である
４：やや不十分である　２：不十分である

（別紙）

「社会教育主事講習」委嘱要綱に係る評価項目及び得点配分基準

評 価 項 目	満点
1 講習業務の実施方針【60点】	**60**
1-1 講習内容の妥当性	**30**
1-1-1 偏った講習内容となっていないこと。	10
1-1-2 社会教育に関する最新のテーマを取り扱っていること。	10
1-1-3 地域課題や特性を踏まえ，実践的な内容となっていること。	10
1-2 講習方法の妥当性	**20**
1-2-1 講習方法が妥当であること。	10
1-2-2 講習方法が明確であること。	10
1-3 作業計画の妥当性	**10**
1-3-1 作業の日程・手順に無理がなく，目的に沿った実現性があること。	10
2 組織の経験・能力【40点】	**40**
2-1 組織の講習実施能力	**30**
2-1-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	10
2-1-2 教育委員会をはじめ，多様な機関・団体等との連携・協力により事業が企画されていること。	10
2-1-3 事業を実施する上で必要な設備・施設を保有又は準備していること。	10
2-2 組織の類似業務の経験	**10**
2-2-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。	10
合　計	100